

2013年1月11日

国土交通省近畿地方整備局
淀川河川事務所 所長 様

宇治・世界遺産を守る会
代表世話人 須田 稔

宇治川塔の島地区における河川工事について抗議と市民への説明要請

貴下日々の公務ご苦労様です。

さて、宇治川塔の島地区に於ける河川工事について、そのあまりにも乱暴なやり方に対して抗議の意を表明し、市民への説明を要請します。

ご承知の通り、宇治川はその優れた自然景観故に歴史的に2つの世界文化遺産・平等院と宇治上神社を創出した河川であり、塔の島地区は宇治川とその両岸に位置する2つの世界文化遺産とによって成り立つ世界遺産景観があり、宇治市域において特別に景観保全を重視すべき地域となっています。

私たちは、淀川水系河川整備計画の制定に当たり、「世界遺産と一体の宇治川の景観を保全し、後世に継承する」立場で、国土交通省近畿地方整備局と同局長の諮問機関である「淀川水系流域委員会」に対して幾多の意見書を提出してきました。そうした結果、「淀川水系流域委員会」は「天ヶ瀬ダム再開発事業」を河川計画に位置づける必要性がないこと、また「塔の島地区河川工事」は過大な計画であり、全面的に見直すことを意見されました。しかし国土交通省近畿地方整備局は、これら委員会の意見を無視し河川整備計画を強行決定され、工事が進行しているところです。

現在すすめられている天ヶ瀬ダム再開発事業と塔の島地区河川改修工事は、工事の進行に伴い、塔の島地区の世界遺産景観を破壊するものとして看過できないものであることが明らかになってきました。

今回塔の島地区の河川工事でもって橘島で私たち市民や観光客を和ませていた桜や柳の樹木が皆伐され、多くの市民からこの乱暴なやり方に対して厳しい批判が出され、京都新聞への投書をはじめ、1月8日付洛南タイムスで大きく取り上げられています。

私たちも現地調査しましたが、市民の批判の後、皆伐した切株に布類をかぶせ隠してもこの乱暴なやり方に市民が納得できるものではありません。

貴下は、2011年11月に、「塔の島（橘島）護岸工事整備に関する意見」を公募しておきながら、その結果具体化された工事計画内容を市民に説明もせず、工事を進めておられます。このような市民不在のやり方は今日通用しないと私たちは考えます。

市民不在の乱暴なやり方を改め、すみやかに市民への説明を行われるよう要請します。なお、私たちの考えを述べ、貴下のお考えもお聞かせいただきたいと思います。

以上

塔の島地区の景観に関する基本的考え方と住民参加による景観の保全

1, 宇治川の良好な自然環境と歴史的景観を保全するためには、塔の島地区の景観に関する基本的考え方を明確にすることが重要である。改修事業を進める際には、この考えと住民の意見を尊重し、住民合意の下に事業を実施することが重要である。

1) 塔の島地区の景観に関する基本的考え方

宇治川は宇治のまちにとって生命線であるという時、その要は塔の島地区とその周辺の景観にある。宇治川の改修事業は、世界遺産と一体となった宇治川の価値を認識し、宇治のシンボル景観である宇治川塔の島地区とその周辺の自然環境と歴史的景観を保全し、継承するものでなければならない。

具体的には、以下の法制度や理念に基づいて改修事業を進めることが求められる。

第一に、河川改修事業の基本には河川法の遵守がなくてはならない。1997年の法改正によって「河川環境の整備と保全」が河川法の目的の中に位置付けられ、河川整備計画の策定に際しては、地域住民の意見を反映する手続きが導入された。したがって「治水対策」と「河川環境の整備と保全」の二つを同時にクリアする河川改修事業がなされるべきであり、また地元住民の意見が尊重されなければならない。

第二に、2003年7月、国土交通省が「美しい国づくり政策大綱」を策定した。その前文においては、「国土交通省は、この国を魅力ある国にするために、まず、自ら襟を正し、その上で官民上げての取り組みのきっかけを作るよう努力すべきと認識するに至った。そして、この国土を国民一人一人の資産として、我が国の美しい自然との調和を図りつつ整備し、次の世代に引き継ぐという理念の下、行政の方向を美しい国づくりに向けて大きく舵を切ることとした。」と記している。

さらに、「地域ごとの状況に応じた取組みの考え方」の中で、「世界文化遺産や伝統的建造物群保存地区の歴史的景観、我が国を代表する日本三景の自然景観など、だれでもが認める優れた景観は行政と国民の責務として保全すべきである。これらの地域での公共事業においては、景観への影響に特段の配慮を払うべきであり、事業実施の是非、工法等について慎重に検討する必要がある。」と記している。

宇治川塔の島地区は、まさに上記の「世界文化遺産や伝統的建造物群保存地区」に該当し、公共事業においては、「景観への影響に特段の配慮」が払われなければならないのである。

第三に、宇治市は「宇治市都市景観形成基本計画」(2003年)を策定し、その中で、「世界遺産の平等院および宇治上神社とその間を流れる宇治川流域一体の景観をとくに宇治市民のシンボルとして位置づけています。このシンボル景観を背景も含めて保全し、後世に引き継いでゆくことを、市民ならびに事業者および公共機関の務めとします。」と定めている。宇治市都市計画マスタープランにおいても、宇治川塔の島地区一帯をシンボル景観として位置付けている。

第四に、2004年に制定された景観法は、第2条で、「良好な景観は美しく風格ある国

土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない。」と定めている。

2008年4月、宇治市は、景観法に基づく景観行政団体として、「宇治市景観計画」を策定した。塔の島地区一帯のシンボル景観はその中心的位置にあり、「景観計画重点区域」と定めた。

2009年2月、国は、塔の島地区とその両岸に広がるまち並み（宇治市景観計画の景観計画重要区域）を、文化財法にもとづき、重要文化的景観に選定し、景観保全を義務付けた。そして、2009年7月、宇治川右岸（宇治橋下流）で発見された護岸工事遺跡である「宇治川太閤堤跡」を史跡として指定した。

宇治川河川改修事業が、以上の理念に基づいて進められなければならないことは、今さら言うまでもないほどに自明のことである。

2) 宇治川改修事業は住民合意に基づいて進めるべきである

宇治川の自然環境と歴史的景観は、宇治川の歴史的変遷の中で形成されてきた。この経過をふまえながら、宇治川のあるべき姿を未来に継承すべきであるが、それは市民の手によって、市民的合意に基づいてつくりあげてゆかなければならない。したがって、1,500 m³/s 改修を前提条件として固定し、住民が納得できる十分な審議・検討も不十分なままで突き進むような検討、審議のあり方を見直す必要がある。

2005年9月、淀川河川事務所長が設立した「塔の島地区河川整備に関する検討委員会」は、単に塔の島地区の河床の掘削方法だけを検討することで終わらせずに、世界遺産と一体となった塔の島地区の河川改修について総合的検討をおこなう必要があった。しかし、実際の委員会においては、整備計画の議論は総合的検討とはほど遠く、1,500 m³/s 放流および1,500 m³/s 改修の是非は論ぜず、この流量を流すことを前提に河川整備を検討するという制約が付けられ、改修工事の上流下流への影響については全く触れられず、住民の期待を全く裏切るものであった。各委員の間にも、景観や環境の文化的歴史的意味についての視点や立場に大きな違いがあり、塔の島地区の整備計画の具体案について検討不十分なまま意見書もまとめずに、07年春に委員会が突如休止された。ただし、天ヶ瀬ダム建設および1,500 m³/s 放流を前提とした近年の河川改修工事の結果、塔の島地区の景観、環境、生物相が深刻な打撃を受けていることは、すべての委員の意見の一致するところであった。

この検討委員会は、市民団体から要望があったにも関わらず、国交省が委員を広く市民から公募せず、審議過程においても、肝心の塔の島地区に関してさえも、「住民の意見を聴く会」を開催したものの、出された住民の意見や疑問を無視した。

さらに、2009年、淀川河川事務所長が設置した「塔の島景観構造検討会」は、委員会公開の流れに逆行して非公開とされ、委員選任に関しても国交省に意見を言う地元からの委員を排除し、行政からの委員もオブザーバーに降格するという異常なものであ

た。検討会の検討結果が、景観や環境の保全と破壊に関する市民の懸念や疑問に答えるものになっていないのも不思議ではない。

国交省近畿地方整備局は、河川法に基づいて自らが設置した「淀川水系流域委員会」が、08年4月25日、「淀川水系河川整備計画原案(07年8月28日)」についての意見を取りまとめ、国交省に対して「原案見直し、再提示するよう」求めたところ、6月20日に突如、「委員会の意見は十分聴取した」として委員会審議を「打ち切る」こととし、「淀川水系河川整備計画(案)」を策定公表し、関係知事に意見を聴取した。そして、委員会が委員会活動を継続し、とりまとめた「淀川水系河川整備計画策定に関する意見書」(08年10月16日)の受け取りを拒否し、2009年3月31日、「淀川水系流域委員会」の意見を全く反映しない「淀川水系河川整備計画」を決定した。これらは、河川法に違反する行為であり、「淀川水系河川整備計画」は、手続きと内容に問題がある河川計画と言わなければならない。

また淀川水系河川整備計画(宇治川)に関して、国交省は、流域住民、地元住民にまともな説明を行わず、住民意見を無視していることも、河川法の重要な柱である地域の意見の反映をないがしろにするものと指摘しなければならない。

なお、京都府知事も2008年11月の「川の全国シンポ」において「京都府知事として判断する。府民への説明責任を果たします」と公言しながら、地元市民団体から説明会開催の要請・申し入れがあったにもかかわらず、説明責任を果たさずに、宇治川に関する国の計画を容認する意見決定を行った。重大な責任問題として指摘されなければならない。

今、商工会議所、観光協会、遊船組合(鵜飼舟関係)、町内会、一般市民などあらゆる宇治川に関係する団体・個人から幅広く意見を反映させる方策が求められている。

以上は、私たち、宇治・世界遺産を守る会の意見を十分に酌みとって作成された「宇治川改修問題に関する調査報告書」(2011年5月・国土問題研究会発行)の抜粋です。

以上

宇治・世界遺産を守る会

〒611-0033 京都府宇治市大久保町北ノ山1-1-1 藪田秀雄方

代表世話人 須田 稔

事務局世話人 藪田秀雄

Tel & Fax 0774-48-2472

e-mail Hideo.Yabuta@mc2.seikyuu.ne.jp